

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

デジタル庁設置法及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会整備法」という。）」の制定に伴い、宇治市個人情報保護条例について所要の改正を行うものです。

1 改正の概要

- (1) デジタル社会整備法の制定に伴い、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独個法」という。）」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」に統合されたことから、引用法を独個法から個人情報保護法とする規定の整備を行います。
- (2) デジタル庁設置法及びデジタル社会整備法の制定に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置者・管理者が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによる規定の整備及び条項ずれによる修正を行います。
- (3) デジタル社会整備法の制定に伴い、統計法が改正されたことから、引用条項の修正を行います。

2 施行日

- (1) 番号法改正関係
公布の日
- (2) 独個法廃止関係及び統計法改正関係
デジタル社会整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日